

第4章 必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくりの推進

- 1 介護サービスの充実
- 2 介護人材の確保・育成
 - (1) 基盤構築
 - (2) 多様な人材の参入促進
 - (3) 離職防止・定着促進
 - (4) 現場革新
 - (5) 介護人材の育成
- 3 介護サービスの質の確保・向上
- 4 災害や感染症対策に係る体制整備
 - (1) 災害時の支援・防災対策
 - (2) 感染症対策の体制整備

第4章 必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくりの推進

1 介護サービスの充実

介護サービス基盤の整備にあたっては、高齢者等の多様なニーズに適切に対応するサービス体制の確立や在宅生活支援重視という観点のほか、大分県医療計画における在宅医療等の整備目標との整合性を確保するとともに、利用者の需要動向や地域バランス等に配慮しながら、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス等の均衡ある整備を図ります。

(1) 居宅サービスの充実

■現状と課題

- ① 介護を要することとなった高齢者が、住み慣れた自宅や地域で暮らしていけるよう、要介護者本人や家族を支える居宅サービスの充実が求められます。
- ② また、今後、介護のみならず、医療的な支援を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、医療系サービスの充実を図る必要があります。

■施策の方向

- ① 要介護者の身体機能の維持・向上や家族の身体的・精神的負担の軽減を図るため、訪問サービスや通所サービスの充実を図ります。
- ② 医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者等を支援するため、訪問・通所リハビリテーションの充実や訪問看護等の医療系サービスの充実を図ります。

(1) 介護給付サービス

区分		第8期		
		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
訪問介護	利用回数(回/年)	3,550,652	3,638,736	3,740,394
訪問入浴介護	利用回数(回/年)	22,901	24,068	24,678
訪問看護	利用回数(回/年)	384,290	395,178	407,659
訪問リハビリテーション	利用回数(回/年)	189,692	193,688	198,288
居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	89,640	92,904	95,988
通所介護	利用回数(回/年)	2,781,190	2,842,934	2,905,522
通所リハビリテーション	利用回数(回/年)	810,354	828,443	845,401
短期入所生活介護	利用日数(日/年)	422,842	433,865	440,971
短期入所療養介護	利用日数(日/年)	35,022	35,381	35,892
福祉用具貸与	利用者数(人/年)	229,152	235,500	239,748
特定福祉用具販売	利用者数(人/年)	3,528	3,804	3,864
居宅介護住宅改修	利用者数(人/年)	2,556	2,628	2,676
居宅介護支援	利用者数(人/年)	368,184	375,084	382,068

(2) 予防給付サービス

区分		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
介護予防訪問入浴介護	利用回数(回/年)	130	130	130
介護予防訪問看護	利用回数(回/年)	65,076	66,205	67,490
介護予防訪問リハビリテーション	利用回数(回/年)	38,710	39,275	40,007
介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人/年)	2,868	2,928	3,000
介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人/年)	48,504	49,344	50,028
介護予防短期入所生活介護	利用日数(日/年)	9,616	9,808	9,808
介護予防短期入所療養介護	利用日数(日/年)	840	840	900
介護予防福祉用具貸与	利用者数(人/年)	73,260	74,700	76,176
特定介護予防福祉用具販売	利用者数(人/年)	1,884	1,932	1,992
介護予防住宅改修	利用者数(人/年)	2,148	2,184	2,232
介護予防支援	利用者数(人/年)	108,408	109,824	111,240

(2) 地域密着型サービスの充実

■現状と課題

- ① 高齢者が中重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活ができるようにするため、地域のニーズに応じた、地域密着型サービスの充実が重要です。
- ② そのため、「通い」を中心として、利用者の状況等に応じて「訪問」や「泊まり」を柔軟に提供できる「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」のほか、認知症の高齢者が少人数で共同生活をしながら、家庭的な環境の中で介護や機能訓練を受ける「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などのサービスを推進する必要があります。

■施策の方向

- ① 事業者などに対する研修会の開催等を通じて、小規模多機能型居宅介護のほか、定期巡回、随時対応型訪問介護看護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）などの地域密着型サービスについて、地域の実情等に応じた普及を図ります。

(1) 地域密着型サービス

区分		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数(人/年)	3,648	3,960	4,344
夜間対応型訪問介護	利用者数(人/年)	1,236	1,248	1,332
地域密着型通所介護	利用回数(回/年)	355,282	365,756	373,358
認知症対応型通所介護	利用回数(回/年)	111,492	113,993	115,366
小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	10,440	11,160	11,940
認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/年)	25,080	25,440	26,292
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	2,472	3,252	3,828

(2) 地域密着型介護予防サービス

区分		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
介護予防認知症対応型通所介護	利用回数(回/年)	1,832	1,832	2,026
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	1,596	1,620	1,728
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/年)	168	180	204

(3) 施設(系)サービスの充実

■現状と課題

- ① 施設入所が必要な中重度の要介護高齢者は、今後も増加していくことが予想されており、これらの高齢者に対応するため、引き続き施設サービスの充実を図る必要があります。
- ② また、利用者の意思及び自己決定を尊重し、施設においてもできる限り自宅と同様な生活を送ることができるよう、個室化など居宅環境の改善を図る必要があります。

<個室ユニットケアの整備状況(令和2年度)> (単位:人、%)

区分	定員	個室ユニット	割合
介護老人福祉施設	4,844	1,550	42.7
地域密着型介護老人福祉施設	1,059	970	
介護老人保健施設	4,609	311	6.7
計	10,512	2,831	26.9

(注) 着工ベース

■施策の方向

- ① 各施設の特徴に応じた機能分担を図るとともに、地域バランスにも配慮しながら、計画的に施設整備を進めます。待機者の状況とともに、施設利用者の重度化に伴う喀痰吸引など医療ニーズの対応等も勘案しながら、特別養護老人ホームなど介護保険施設の充実に努めます。

- ② また、居住環境を改善し、入所者の尊厳を重視したケアを実現するため、施設の新設、増改築にあたっては、多床室に対する地域ニーズ等も勘案しながら個室ユニット化を促進します。
- ③ 介護療養型医療施設については、日常的な医学管理が必要な十介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設として創設された介護医療院への転換を促進します。
- ④ 介護保険施設の入退所を円滑にするため、各施設の入所状況など、介護保険施設に関する情報提供等に努めます。
- ⑤ 介護保険施設におけるリスクマネジメントが強化されるよう、事故発生防止のための安全対策の担当者の設置をはじめ、事故が発生した場合に組織的な対応が可能な体制が構築されるよう取り組みます。

施設（系）サービス

区 分		令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
介護老人福祉施設	定員数（人）	5,932	5,961	5,961
うち地域密着型介護老人福祉施設	定員数（人）	1,088	1,117	1,117
介護老人保健施設	定員数（人）	4,497	4,526	4,526
介護医療院	定員数（人）	-	59	59
介護専用型特定施設入居者生活介護	定員数（人）	262	262	262
うち地域密着型特定施設入居者生活介護	定員数（人）	221	221	221
混合型特定施設入居者生活介護	定員数（人）	1,465	1,465	1,495
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	定員数（人）	2,164	2,218	2,227

2 介護人材の確保・育成

(1) 基盤構築

■現状と課題

- ① 介護人材確保等関連施策の更なる成果を上げるためには、介護事業所の団体や職能団体等との連携を図り、事業者や介護従事者からの現場の声や関係機関等の意見を傾聴し、各施策に反映させるとともに、関係団体等と協力し、一体的な取組や推進体制が必要です。

■施策の方向

- ① おおいた介護人材確保対策・現場革新検討部会の開催を通じて、労働局、大分県福祉人材センターや介護労働安定センター、介護サービス事業者、養成機関、学校等の関係機関との連携を強化し、介護人材の確保対策・現場革新を総合的に検討し、それぞれの役割に応じた主体的な取組を推進します。

2 介護人材の確保・育成

(2) 多様な人材の参入促進

■現状と課題

- ① 2025年（令和7年）には、団塊の世代が全て75歳以上（後期高齢者）となるなど、要介護者等が一層増加すると見込まれる中、介護人材の確保は大きな課題となっています。
特に、要介護者等が地域で自立した生活を送れるよう支援を行う訪問介護員の不足が課題となっています。
- ② 介護という仕事に対し、「給料が安い」、「体力的・精神的にきつい」といったイメージを先入観として持つ人もみられ、介護の仕事への新規参入を阻害する一因になっていることが窺えます。
- ③ 介護現場の次世代を担う若年層をはじめ、元気高齢者や他職種からの転職者など幅広い人材の参入促進を図っていく必要があります。
- ④ 中学、高校の新学習指導要領において、介護に関する内容が充実されることから、教育現場への介護に関する理解促進を図っていく必要があります。
- ⑤ 介護福祉士や介護支援専門員等の資格を保有しているにも関わらず、介護分野の実務に従事していない潜在的有資格者の介護分野への呼び戻しが必要です。
- ⑥ 技能実習生や留学生などの外国人介護人材の受入が進んでおり、介護人材の不足を反映し、今後その増加が見込まれます。
- ⑦ 介護人材の確保については、行政やハローワークなどの関係機関が連携し、「質と量」の両面からの取組が求められています。その中で大分県福祉人材センターは、介護人材確保の中核的な機関としての役割を發揮していくことが期待されています。

■施策の方向

- ① 「OPEN OITA PROJECT（オープンおおいたプロジェクト）」により介護の魅力を幅広い世代に発信していきます。
また、事業の実施にあたっては、関係団体や介護従事者と連携し、現場から介護の魅力を発信する取組を行います。
- ② より多くの方が介護を知る機会とするとともに、介護分野で働く際の不安を払拭できるよう、介護の仕事入門セミナーや介護に関する入門的研修を実施します。
- ③ 介護未経験者に対し職場体験、介護の仕事の就職フェアなどを通じて介護施設等の実態や職場環境等に触れることのできる機会を提供します。
また、介護の周辺業務を担う人材の参入促進を行う事業所を支援します。
- ④ 元気高齢者の活躍の場として、介護分野への参入促進に取り組みます。

- ⑤ 次世代を担う中学生や高校生等の学生を対象とした介護の魅力を伝えるイベントや学校への出前講座、介護福祉士養成施設で介護福祉士の資格取得をめざす方への修学資金の貸付を実施するとともに、教職員を対象とした研修を開催するなど、教育分野との連携を図ります。
- ⑥ 離職した一定の経験を有する介護人材が再就職する際に必要な再就職準備金の貸付や介護福祉士等介護の有資格者の届出制度を活用した情報提供を実施して、介護現場への再就業を促進します。
- ⑦ 訪問介護事業所と通所介護事業所の連携を推進するなど訪問介護員の確保に取り組みます。
- ⑧ 職能団体等と連携し、介護支援専門員実務研修や実務未経験者向けの更新研修等において、やりがい等を伝える機会を増やすなど、実務に従事する介護支援専門員の人材確保に取り組みます。
- ⑧ 施設団体や関係機関等から構成する外国人介護人材の受入体制構築に向けた協議会を開催するとともに、事業所に対する外国人受入研修の実施や受入環境整備の取組支援、外国人介護職員に対する介護技術や日本語等の研修を実施するなど、外国人介護人材の受入推進と職場定着に取り組みます。
- ⑨ 大分県福祉人材センターにおいて、介護未経験者から潜在的有資格者まで幅広い人材の参入促進に向けて、キャリア支援専門員による介護人材を求める事業者と求職者とのマッチング支援をするとともに、就職フェアの開催、ハローワークでの出張相談、介護福祉士等介護の有資格者の届出制度の活用推進などに取り組みます。

■目標指標

指標名	単位	令和元（2019）年	令和5（2023）年
		基準値	目標値
県内の有効求人倍率 （介護関係職種）	倍	2.59 倍	2.00 倍

2 介護人材の確保・育成

(3) 離職防止・定着促進

■現状と課題

- ① 介護職場の離職原因については、腰痛などの身体的な負担や職場の人間関係などによる精神的な負担があげられています。また、近年、利用者やその家族等による介護職員に対するハラスメントの問題も聞かれ、こうした負担を軽減することにより職員が安心して働ける職場環境の整備が必要とされています。
- ② 介護職員が、将来的な展望を持って、介護現場で働き続けることができるよう、能力、資格、経験に応じたキャリアパスを明確にした上で、段階的に専門性を高めていく仕組みづくりを促進する必要があります。
- ③ 処遇改善や職場環境の改善など、介護職員の働きやすさを追求する事業所の取組を「見える化」し、周知することにより、介護業界の魅力発信を図っていくことが求められます。

■施策の方向

- ① ノーリフティングケア（抱え上げない介護）の推進や介護ロボットの導入促進により職員の身体的な負担の軽減を図ります。
また、各施設における職員の相談体制の整備に関する情報提供をはじめ、事業者としての責務も踏まえたハラスメント対策や職員の精神的な負担を軽減する取り組みを支援することにより、介護職員の離職防止や定着促進を推進します。
- ② 介護職員処遇改善加算制度や令和元年10月から導入された介護職員等特定処遇改善加算制度の導入を推進し、給与改善やキャリアパスの確立など、介護職員の処遇の更なる改善を図ります。
また、処遇改善加算等を取得していない法人を訪問し、制度の周知・広報を行い、未取得事業所の加算取得や、より上位の加算の取得促進を支援します。
- ③ 介護職員の働きがいと働きやすさに配慮した人材育成や職場への定着支援、業務効率化等に取り組む事業所を評価することにより、介護業界の魅力を発信し、働きやすい環境の整備や業界全体のレベルアップ・ボトムアップを図ります。
- ④ 介護事業所等へのキャリア段位制度の周知を図り、キャリアアップの仕組みの構築を支援します。

■目標指標

指標名	単位	令和元（2019）年	令和5（2023）年
		基準値	目標値
大分県認証評価制度（仮称） 認証法人数	法人	—	県内法人全体の10%

2 介護人材の確保・育成

(4) 現場革新

■現状と課題

- ① 生産年齢人口の減少が本格化していく中、多様化・複雑化する介護ニーズに限られた人材で対応していくため、国の働き方改革の動きもふまえながら、介護現場の職場環境の整備に取り組む必要があります。
- ② 高齢者の自立支援や介護者の身体的負担の軽減に資する観点から介護ロボットの活用が期待されており、介護現場でのロボットやICT等の技術を活用した介護の質や業務の効率性の向上が求められています。
- ③ 介護分野に係る文書は、行政が求めるものと事業所が独自に作成するものに分類され、それぞれの文書量と種類が膨大であるため、文書作成等に係る負担の軽減を図っていく必要があります。

■施策の方向

- ① 介護現場における業務の見える化・切り分けの取組を支援するとともに、介護の周辺業務を担う人材の参入促進を進め、適材適所の専門性を活かしたチームケアの導入を支援します。
また、介護福祉士等専門性の高い人材がリーダーシップを発揮するためのチームマネジメントの構築など、チームケアの実践を推進し、介護現場の業務効率化を推進します。
- ② 介護ロボットの導入による介護職員の身体的負担の軽減やICTを活用した業務の効率化を推進します。
- ③ 管理職向けの研修会や実地研修等の実施により、ノーリフティングケア（抱え上げない介護）の普及に取り組みます。
- ④ 申請様式・添付書類や手続の簡素化、自治体ごとのローカルルールの解消による文書の標準化、ICTの活用による業務の効率化により文書作成等に係る負担の軽減を図ります。

■目標指標

指標名	単位	令和元（2019）年	令和5（2023）年
		基準値	目標値
施設（系）サービスにおけるノーリフティングケア導入率	%	41.7%	100%

2 介護人材の確保・育成

(5) 介護人材の育成

■現状と課題

- ① 質の高い介護サービスを確保するためには、それぞれの介護職員の資質向上を図るとともに、専門的な知識や優れたケア技術を有する人材の育成が必要です。
- ② 介護職員が、将来的な展望を持って、介護現場で働き続けることができるよう、能力、資格、経験に応じたキャリアパスを明確にした上で、段階的に専門性を高めていく仕組みづくりを促進する必要があります。
- ③ 介護職員の専門性の向上とともに、質の向上に向けた研修体制の強化も求められているほか、地域での包括的ケアマネジメントの中核的役割を担う主任介護支援専門員、認知症介護の指導的役割を担う認知症介護指導者などの、職種や職責、キャリアに対応した人材育成が重要です。
- ④ 医療的ケアを必要とする高齢者の増加が見込まれることから、たんの吸引等に対応できる介護職員（認定特定行為業務従事者）等の育成を推進する必要があります。

[表4-1] 認定特定行為従事者の推移

(単位：人)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
認定特定行為業務従事者登録	433	430	355
認定特定行為業務従事者(累計)	5,290	5,720	6,242

(注) 令和2年度は令和3年2月1日現在

■施策の方向

- ① 介護サービスの質の向上のため、階層別の研修や職場でのOJTを通じた介護職員の資質向上を図るとともに、介護支援専門員(主任介護支援専門員)や介護福祉士、社会福祉士など、専門性の高い人材の養成を行います。
- ② 介護職員処遇改善加算制度や介護職員等特定処遇改善加算制度の導入による介護事業所におけるキャリアパスの確立を推進します。
介護事業所等へのキャリア段位制度の周知を図り、キャリアアップの仕組みの構築を支援します。

- ③ 介護支援専門員の法定研修の充実・強化のため、県内の研修講師を育成するとともに、研修向上委員会を開催し、介護支援専門員の質の向上に資する研修内容や方法について検討を行い、その結果を踏まえ必要な取組を行います。
- ④ 介護サービス従事者の認知症介護の質の向上を図るため、認知症介護指導者養成研修、介護実践リーダー研修、及び介護実践者研修などを実施します。
- ⑤ 医療的ケアであるたん吸引等を安全・適切に実施できる介護職員等を養成し、要介護者が安心して介護を受けられる体制の整備を目指します。
- ⑥ 登録喀痰吸引事業者（登録特定行為事業者）に対する訪問による実態調査を行い、制度の適切な執行を図ります。

第4章 必要な時に安心して介護サービスを受けられる基盤づくりの推進

3 介護サービスの質の確保・向上

I 介護サービス事業者に対する指導・監督

■現状と課題

- ① 介護サービスの質の確保に向けて、人員・設備・運営等の基準が遵守されるよう、介護保険施設や居宅サービス事業者等に対する実地指導や県のホームページなどを通じて周知を行っています。
- ② 通報や苦情相談等に基づき監査を実施し、不正が見つかった場合は、指定取消等の処分を行っています。

[表4-2] 施設・事業者に対する指導状況

区 分	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実地指導 施設・事業所数	102	89	82

■施策の方向

- ① 法令遵守の義務の履行を確保するため、介護サービス事業者に対し、業務管理体制整備の指導の徹底に努めるとともに、利用者本位の適切なサービス提供を行うよう、実地指導や集団指導等を効果的に実施します。
- ② 運営基準違反や介護報酬の不正請求は、利用者に不利益が生じるだけでなく、介護保険制度全体の信頼を損なうものであり、不正が確認された場合は、厳正に対処します。
- ③ 市町村による介護サービス事業者の指定及び指導監督等が適切に実施されるよう支援します。

3 介護サービスの質の確保・向上

Ⅱ 国保連合会による苦情相談受付・対応

■現状と課題

- ① 大分県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）では、サービス利用者の権利を擁護するため、介護保険法に基づき、介護サービスに関わる利用者、家族等からの苦情申立を受け付け、事業者のサービス提供内容等を調査するとともに、必要な指導・助言を行っています。
- ② 介護サービスの質の維持、不適正・不正な介護サービスの未然防止のためには、利用者からの苦情に対する介護サービス事業所の真摯な対応はもとより、国保連合会の苦情・相談に対する適切かつ迅速な対応も重要です。

■施策の方向

- ① 利用者が安心して介護サービスを利用できるよう、国保連合会が行う苦情相談業務に対して助成し、介護サービスの質の向上に努めます。
- ② 市町村(保険者)、国保連合会等の関係機関との連携体制を整備し、適正な介護サービスの提供により、利用者の権利擁護に努めます。

3 介護サービスの質の確保・向上

Ⅲ 介護サービス情報の公表

■現状と課題

- ① 利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、原則としてすべての介護サービス事業者がサービス内容や運営状況等の情報を公開することが義務づけられています。
- ② この「介護サービス情報の公表」制度は、国が一元管理する介護サービス情報公表システムで運営されており、利用者はインターネットを通じいつでも閲覧できるようになっています。

■施策の方向

- ① 県民への介護サービス公表制度の普及啓発により、利用促進を図るとともに、事業者に対する普及啓発により、公表される情報の内容が適正かつ時宜にかなったものとし、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較検討し、適切に選択できるよう、情報提供を行います。

3 介護サービスの質の確保・向上

IV 介護給付適正化の取組

■現状と課題

- ① 高齢化の進展等に伴い、介護給付費が増加している中で、支援を必要とする方に適切なサービスが提供されるよう、介護給付の適正化を推進し、その結果、介護給付費や介護保険料の増大の抑制を図ることが、介護保険制度の持続可能性を高める観点からも重要です。
- ② このため、国の「介護給付適正化計画」に関する指針に基づき、要介護認定の適正化等介護給付適正化に係る主要5事業に市町村と連携して取り組んでいます。

[表4-3] 市町村における主要5事業の実施状況（令和元（2019）年度）

事業区分	内容	実施率
1. 要介護認定の適正化	・区分変更申請及び更新申請に係る認定調査の結果について、事後点検を実施	100% (18市町村)
2. ケアプランの点検	・利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目したケアプラン点検の実施	100% (18市町村)
3. 住宅改修等の点検	・住宅改修着手前の現場状況確認や工事見積書の点検、工事完成後の現場確認等による施工状況の点検	89% (16市町村)
	・福祉用具利用者に対する訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を確認	78% (14市町村)
4. 縦覧点検・医療情報との突合	・複数月にまたがる請求明細書の内容を確認し、提供されたサービスの整合性の点検を実施	94% (17市町村)
	・医療機関入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、二重請求の有無等を確認	56% (10市町村)
5. 介護給付費通知	・利用者本人（又は家族）に対して、サービスの利用状況及び保険者が支払った費用等について通知	61% (11市町村)

■ 施策の方向

国の指針が示す主要5事業のうち、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の3つを重点項目に掲げ、より具体性・実行性のある構成・内容に見直しながら取り組みます。

- ① 市町村の認定調査員や介護認定審査会委員等を対象とした研修等を通じて、要介護認定の適正化を推進します。
要介護認定の適正化研修
 - ・認定審査会委員研修
 - ・認定調査員研修
 - ・主治医研修
 - ・認定審査会運営適正化検討会
 - ・調査員指導者研修
 - ・認定調査員指導者連絡会、認定審査会事務局連絡会
- ② 市町村担当者を対象に、ケアプラン点検に精通した外部講師等によるケアプラン点検研修会を実施するとともに、市町村からの要請に基づいて、ケアプラン点検アドバイザーを派遣し、対象事業所の介護支援専門員とともに「自立支援に資するケアマネジメント」の実践に向けた適正化の取組を支援します。
- ③ 介護給付適正化システムの効果的な活用を図るため、大分県国民健康保険団体連合会と連携して、市町村担当者を対象とした研修を実施します。

■ 目標指標

指標名	単位	令和元（2019）年	令和5（2023）年
		基準値	目標値
ケアプラン点検※ ¹ 実施市町村数	市町村	18	18
医療情報との突合結果点検実施市町村数	市町村	10	18

※1 ケアプラン点検：ケアプラン点検支援マニュアル（厚生労働省作成）を活用して実施する本質的ケアプラン点検

4 災害や感染症対策に係る体制整備

(1) 災害時の支援・防災対策

■現状と課題

- ① 高齢者施設は、災害発生時に自力での避難が困難な方も多く利用されていることから、施設利用者の安全の確保が図られるよう、地震をはじめ、水害・土砂災害を含む各種災害に備えた十分な対策を講じる必要があります。
- ② 近年県内においても、大規模な豪雨災害が頻発し、高齢者施設の被災事案も発生していることから、災害発生時の施設利用者の避難の実効性を確保することは喫緊の課題となっています。
- ③ 高齢者施設においては、「非常災害対策計画」の作成と定期的な訓練の実施が義務付けられており、さらに、洪水等の浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等に所在する施設については、「避難確保計画」を作成することが義務づけられています。
- ④ 災害計画の実効性を高め、災害発生時における利用者の安全が確保されるよう、平常時から施設と地域住民の協力体制を構築しておくことです。

■施策の方向

- ① 高齢者施設における非常災害対策計画等の策定状況や避難訓練の実施状況について、実地指導等による点検を行うとともに、計画の実効性がより高まるよう市町村とも連携し必要な指導・助言を行います。
- ② 災害発生時に利用者が安全に避難等できるよう、平常時から施設と地域住民の協力体制が構築されるよう支援するとともに、地域の防災士会等の協力による避難訓練や高齢者施設向けの防災研修の実施など、計画の実効性を高める取組を防災部局とも連携し推進していきます。
- ③ 高齢者施設等において、災害発生時においても、必要な介護サービスの提供が継続されるよう、事業継続計画（BCP）の策定や研修、訓練（シミュレーション）等が実施されるよう取り組みます。
また、応援職員の派遣協力など、施設間の協力体制の構築が図られるよう支援します。
- ④ 高齢者施設の防災・減災を推進するため、未実施施設の耐震化整備を図るとともに、災害による停電・断水時にも、施設機能が維持されるよう非常用自家発電設備や給水設備等の整備を支援します。

4 災害や感染症対策に係る体制整備

(2) 感染症対策の体制整備

■現状と課題

- ① 高齢者施設等は、新型コロナウイルス感染症など感染症等に対する抵抗力が弱い高齢者等が集団で生活しており、感染が広がりやすい状況にあります。このため、感染症や食中毒の発生を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、発生時には感染の拡大防止のため、迅速に適切な対応を図る必要があります。
- ② 特に、高齢者施設等において集団感染（クラスター）の発生を防ぐためには、利用者や職員に対して、予防対策を徹底するとともに、平時から、利用者（入所者）や職員について、健康状態の変化に留意し、患者発生を可能な限り早期に探知することが重要です。
- ③ また、利用者（入所者）や職員に感染症の発生又は感染が疑われる状況が生じた場合においても、必要なサービスの提供が継続されるよう、施設間や保健所、医療機関との連携体制の構築が重要です。

■施策の方向

- ① 高齢者施設等において、感染症の予防及び感染症発生時に備えた準備が平時から徹底されるよう、感染症対策に係る委員会の開催、指針やマニュアルの策定、研修や訓練（シミュレーション）等が実施されるよう取り組みます。
また、関係団体と協力し、施設における感染症対策に係る研修等の充実が図られるよう支援します。
- ② 高齢者施設等において、感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスの提供が継続されるよう、事業継続計画（BCP）の策定や研修、訓練（シミュレーション）等が実施されるよう取り組みます。
- ③ 感染症発生時において迅速に適切な対応が図られるよう、保健所や地域の医療機関など関係機関との連携体制の構築を推進します。また、こうした場合においても必要なサービスが継続されるよう、施設間の応援職員の派遣や代替サービスの確保に向けた連携体制の構築を推進します。

- ④ 感染症の感染拡大防止策に必要な消毒液や衛生用品等を平常時から確保、備蓄するとともに、感染拡大時などにおいて、必要な物品が不足している高齢者施設等に対し、染対策のための衛生用品等の提供を実施します。